

## 報告第3号

### 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績 に関する評価について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会から、別添のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成25年度における業務の実績に関する評価の報告があったので、同条第5項の規定により、これを本議会に報告する。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平井伸治